

# 日本の養護教諭制度の意義と課題

## ——諸外国の同類職種との比較から——

井 美希

帝京短期大学 生活科学科

### 【抄録】

#### 【問題・目的】

養護教諭制度は日本独自の制度であり、その職務は学校教育法において「児童生徒の養護をつかさどる」と規定されている。看護職として学校看護婦の名で始まった制度は、幾度かの改正の後、養護訓導という名称のもと教育職となった。そして終戦後、GHQによる改変が進められる中で、米国の学校保健とスクールナース制度を参考にしながらも、しかしそれまでの養護訓導への実績と期待の下、アメリカ式のSN制度とは異なる現在の養護教諭の形となった。

一方諸外国では、SN、SC、SSWと専門職がその職務の専門性に鑑みて児童生徒に対応するシステムが確立されている。

そこで本研究では、諸外国における養護教諭の同類職種との比較から、改めて日本の養護教諭制度を見つめ、その意義と課題の明確化を図ることを目的とした。

#### 【結果】

本稿では、韓国、中国、アメリカ、イギリス、オーストラリアの同類職種についてその職務内容や身分等について確認した。まず、多くの国では児童生徒の対応において、救急処置はSN、相談はSCというように各分野の専門性に鑑みて対応しており、職務の分担が明確に行われていた。韓国の保健教師や中国の校医についても、他国のSN等と同様にその職務内容の線引きが明確にされていた。また、SNや保健教師には看護師資格が必須となっており、職務の基盤となる資格の面でも養護教諭とは差異が確認できた。このように、諸外国と比較すると日本の養護教諭の職務範囲は広く、学校保健や児童生徒の課題に関して包括的・横断的に対応していることが明らかとなった。

#### 【考察】

学校保健や児童生徒の問題について、包括的・横断的に対応し、学校の何でも屋さんの立ち位置の養護教諭の職務の在り方は、児童生徒にとって理想的とも捉えられる。しかしそれ故に、養護教諭には多忙感や重責感が重くのしかかっていることが推察された。複数配置や横浜市の児童支援専任教諭のような対策の推進も必要であろう。また、養護教諭の良さは活かしながら、もう少しSCやSSWを相談活動の中心に置き、養護教諭はその職務の利点を活かし様々な事柄の窓口になりながら、コーディネートの軸を置く等、諸外国を参考に積極的な連携の中心となることで、その職務のラインの明確化を図ることも可能ではないだろうか。そのためには、諸外国のSCや保健教師等、同類職種がどのように一般教諭や他の専門職と連携を図り対応に当たっているのか、その詳細を更に調査していくことで、より有益な示唆を得ることができるのではないかと考えた。

#### 【キーワード】 養護教諭, 同類職種, 学校保健

### I. はじめに

養護教諭制度は日本独自の制度であり、その職務は、学校教育法において「児童生徒の養護をつかさどる」と規定されている。本稿では、

日本の養護教諭制度を諸外国の同類職種と比較することで、改めてその在り方や今後の職務の方向性を見つめ直していきたい。

養護教諭の発端は、当時の児童生徒の専らの健康課題であったトラコーマに対応すべく、岐

卓県で看護職が教育現場へ学校看護婦として配置されたことであり、明治38(1095)年のことであった<sup>1)</sup>。その後、1934(昭和9年)に学校衛生婦、1938(昭和13)年に学校養護婦と名称を変え、1941(昭和16)年に養護訓導となり、ここで初めて教育職として位置付けられ、1947(昭和22)年に養護教諭となってからはその名称のまま今日に至っている<sup>2)</sup>。またその職務の法的根拠においても、1941(昭和16)年に公布された国民学校令において、養護訓導の職務は「児童ノ養護ヲ掌ル」とされており、現在にそのまま引き継がれている。

第二次世界大戦終結後、それまでの日本の教育の在り方が大きく変換されていく中で、養護教諭(当時の養護訓導)においては、職務内容の見直しはされたものの今までの在り方を継承する形となった。これは、終戦後の児童生徒の劣悪な健康状態に対し、学校における児童生徒の健康復興の要として期待されたのが当時の養護訓導であったためと考えられる。滝内・小松<sup>3)</sup>は「占領期に連合軍最高司令官総司令部(以下GHQと略記)の公衆衛生福祉局(以下PHWと略記)・厚生省、民間情報教育局(以下CIEと略記)・文部省が期待したのが養護訓導であった」とした上で、「最終的にはCIE・文部省は、PHW・厚生省との検討内容を踏まえ、米国の学校保健とSchool Nurse制度を参考に—中略—養護教諭を学校保健関係職員の一人として位置づけ、その責任分担範囲における職務内容として—中略—15～16項目を提示した。ただし、これらの職務内容は戦中の『養護訓導執務規定要項(文部省訓令第19号)』の延長戦として制定されたと考えられる」としており、米国の学校保健とスクールナース制度を参考に、しかし戦中の「養護訓導」の執務の延長線としてその職務が制定されたとしている。これは、それだけ養護教諭という制度に期待と実績があったということであろう。

現在においても、世界から養護教諭の職務内容に称賛の声がある一方で、先に示した通り、養護教諭の制度は日本独自の制度であり、諸外国では称賛されはするものの、取り入れられることはない。かつて日本の植民地であった韓国においては、当初日本の養護教諭制度を踏襲したものの、現在は改名され職務内容や資格要件も日本の養護教諭とは異なっている。

諸外国ではスクールナース(以下SNと略記)、スクールカウンセラー(以下SCと略記)、スクールソーシャルワーカー(以下SSWと略記)とそれぞれの専門職が専門分野ごとに対応するシステムを採用していることも多い。これに対し、養護教諭に求められる役割は多岐に渡り「何でも屋さん」という認識をもたれることは周知の事実であろう。

一方で、今日の教員の働き方改革に見られるように、教員の役割や職務内容の明確化が図られてきている。また「チーム学校」において学校と外部機関との連携が強く求められていることから、教員の職務の専門性や役割の明確化が求められ、このような潮流の中で「養護教諭とは何か」ということが問われ続けている。

そこで本研究では、諸外国の同類職種との比較から、改めて日本の養護教諭制度を見つめ、その意義と課題の明確化を図ることを目的とする。

## II. 諸外国の同類職種の状況

先行研究から、本稿では韓国、中国、アメリカ、イギリス、オーストラリアの同類職種を主な比較対象とし、同類職種の状況及び日本の養護教諭との比較を通して、日本の養護教諭制度の意義と課題について考察していく。

### 1. 韓国

韓国には、養護教諭の同類職種に「保健教師」が存在する<sup>4)</sup>。保健教師は保健室に常駐し健康管理と健康教育、即ち病気や怪我の処置と病気や怪我の低減を目的とした教育を行っている。

保健教師は、かつては日本の養護教諭制度に学んでおり「養護教師」という名称を用いていたが、学校内での他教師との同等の地位の確保を目指し、より積極的な概念として2002年に「保健教師」と改められた<sup>4)</sup>。また保健教師は、大学・産業大学・専門大学の看護学部卒業を必須とし、在学中所定の教職単位を取得した者<sup>5)</sup>で、看護師資格を有していることが必須となっている。職務内容は、児童生徒の健康管理と健康教育をおこなうとされ、主に応急処置や疾病・異常への対応と教師としての保健教育とされている。

また、韓国には学校教育における相談担当者として「専門相談教師」が制度化されており<sup>6)7)</sup>、

相談事は専門相談教師へ、病気や怪我の処置は看護師資格をもつ保健教師へと、欧米のSNとSCに近い役割分担がなされているものの、保健教師も専門相談教師も“教師”として位置付けられ、保健室や相談室に常駐している所に特色があることが分かった。

釜田・小林<sup>5)</sup>が行った韓国の大学生への調査では、「韓国の大学生は高校生期の保健室を『処置空間』、保健教師を医療・健康の専門家としてとらえていた」としながらも、「保健室や保健教師に対して救急処置機能のみならず、相談的機能や健康教育的機能を求めている」とし、保健教師と養護教諭に求めていることには共通点が多くあるのではないかと推察している。

このように、看護師資格を基礎資格とし、欧米のSNに近い位置づけに移行したにもかかわらず、児童生徒の求める保健教師像或いは保健室像には、包括的な対応が求められていることが明らかとなっている。

## 2. 中国

中国には、養護教諭の同類職種として校医と保健教師が存在する<sup>8)</sup>。

中国で校医の配置が始まったのは1912年頃であり、学校衛生は当初日本に習ったが、後にアメリカ（健康教育型）に習い、新中国（1949年～）以後は旧ソ連（医学サービス型）に習ったとされている<sup>8)</sup>。また中国の学校保健は、1979年12月に中国教育部が通達した「中、小学校衛生工作の規定」から歩み始めたとされている<sup>9)</sup>。校医は600人に対して1人の割合で配置が義務付けられており、子供の病気やけがの処置、健康教育、子供の健康と学校の衛生管理を主な職務としている（学校衛生工作条例20条）<sup>10)</sup>。しかし、その配置には学校の財政状況が影響し、財政的に豊かな学校は常勤で雇っており、規模の大きいところは複数の校医がいる一方で、その他の学校では非常勤で必要時に呼ばれるシステムであるという<sup>9)</sup>。

校医に必要な資格は医学または看護学を学んだ者で、医師及び准医師（正規の教育を受けずに医療活動を許可された医師）<sup>9)</sup> 或いは病院等で医療職をしていたものとされている<sup>8)</sup>。また、保健教師は在職している学校内の一般の教員から選んで養成され、小学校には保健教師が多く中学校には校医が多いとされている<sup>8)</sup>。保健教

師は一般教員の中から選ばれるため、医学知識や技術が不足している現状があり、校医は医療衛生専門者だが、身分や給与が低く、なり手が少ないことも報告されている<sup>11)</sup>。

## 3. アメリカ

アメリカには、看護師免許に基づくSN制度があるが、州や地域によってSN制度の在り方は異なる<sup>12)</sup>。2015年に行われた調査<sup>13)</sup>によると、多くのSNは看護師としての勤務を経験した後、SNとなっている。また、アメリカのSNの5割は1校を受け持つが、残り5割は複数の学校を受け持っている<sup>14)</sup>。

アメリカのSNの役割は、主にけがや病気の救急処置、長期的な健康課題への対応、薬の管理、障害のある子供への専門的ケア等、看護師としての専門性と機能が求められていることが読み取れた<sup>14)15)</sup>。

## 4. イギリス

アメリカと同様に、イギリスにも看護師免許に基づくSN制度があり、州や地域によってSN制度の在り方が異なることや、多くの場合看護師として勤務した後SNとして勤務するのが一般的とされている部分もアメリカ同様であった<sup>16)17)</sup>。

イギリスのSNの場合には、一般的には公立は学校数校を回り保健サービスを提供し、私立学校のSNは1つの学校に勤務する<sup>16)</sup>。イギリスの公立学校のSNではアセスメントやヘルスプロモーション、健康教育、感染症予防などが主な職務内容となっており<sup>18)</sup>、特にヘルスプロモーションの視点で職務を捉え実践していることが分かった<sup>19)</sup>。なお、イギリスの私立学校のSNでは、保健室でのけがの処置や病気の子供のケアなどの対応を行い<sup>19)</sup>保健室の運営管理、病気や救急処置、情緒問題などに関する日常的な支援を職務の中心としている<sup>16)</sup>。公立・私立によりその内容に差はみられたが、イギリスのSNに共通して言えることは、看護職として子供の健康にアプローチしていることと捉えられた。

## 5. オーストラリア

オーストラリアの同類職種の在り方は、州によって異なる。SN制度があるところや、学校を訪問し子供の健康診断や健康相談・教育を行

う School Health Nurse（以下 SHN と略記）と呼ばれるナース制度を取り入れているところ、健康教育を専門に扱う School Based Youth Health Nurse（以下 SBYHN と略記）制度を有しているところがあるが、豪州の SN, SHN, SBYHN はそれぞれ看護師免許に基づく専門職であることが示されていた<sup>20)</sup>。

また、SN 制度を取り入れていない州の中には、学校教職員への救急処置免許の保有を義務づけ、教職員が救急処置を実施していたり、健康相談においても、スクールカウンセラーを兼務する教諭が行っており、子供の健康問題についても必要に応じて外部機関と連携する<sup>20)</sup>など、日本における養護教諭の役割となる事柄を、一般教員が分担して担当している州もあることが分かった。

### Ⅲ. 日本の養護教諭の専門性

諸外国における養護教諭の同類職種について概観してきたが、日本の養護教諭の在り方についても触れておきたい。現行の養護教諭制度の成立過程は、はじめに述べた通りであるが、現在の養護教諭を取り巻く状況はどうであろうか。

2008（平成 20）年 1 月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」<sup>21)</sup>において、「養護教諭の職務は、学校教育法で『児童生徒の養護をつかさどる』と定められており昭和 47 年及び平成 9 年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある」と養護教諭の職務内容が具体的に示されている。

またこれらに付随し、同答申では養護教諭の職務について以下のことについても触れられている<sup>21)</sup>。

①養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っていること。

②養護教諭の行う健康相談活動がますます重要となっていること。

③メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題の多様化により、医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする子どもが多くなっているとともに、特別支援教育において期待される役割も増してきていること。

④子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、常に新たな知識や技能などを習得していく必要があること。

⑤養護教諭の有する知識や技能などの専門性を、保健教育に活用することがより求められていること。

⑥養護教諭はその職務の特質からいじめや児童虐待などの早期発見・早期対応を図ることが期待されていること。

⑦学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ること。

などが挙げられており、養護教諭に求められる役割や職務内容は広範囲に渡り、専門性の高い内容であることが分かる。

2009（平成 21）年 4 月には「学校保健法」が「学校保健安全法」に改称され施行された。この改正では、第 7 条に「保健室」、第 8 条に「健康相談」、第 9 条に「保健指導」が設けられ、養護教諭を中心に関係教職員等と連携した組織的な保健指導、健康相談、または児童生徒等の健康状態の把握など、養護教諭に関わる新たに規定された条文があり、これからの学校保健に求められる養護教諭の役割が明確化された<sup>22)</sup>。

### Ⅳ. 考察

先行研究から、各国の養護教諭の同類職種においては、欧米の SN や SC のような役割や職務を明確にした制度を選択している国が多く、基礎資格に看護師資格等を義務付けるなど、職務の専門性に特化した資格の上に成立していることが明らかとなった。

これに対し日本の養護教諭は、基礎資格として養護教諭免許状が必要であり、教員として学

校に常駐し、看護や心理等専門分野で対応を区切ることはせず、看護師資格等の有無は公立学校においては問われない。そのため「養護をつかさどる」という職務において、救急処置や健康相談、環境衛生管理や保健教育等、学校保健に関わる様々な事象に包括的且つ横断的に対応しており、養護教諭の職務に含有して求められる役割は多岐にわたることが改めて整理できた。

一方で、韓国のように以前は日本の養護教諭に習っていたにもかかわらず、アメリカ式にその職務の在り方が変化していったのはなぜだろうか。これは恐らく、日本の養護教諭のような包括的な職務の遂行が困難であることが背景にあったのではないだろうか。つまり、韓国では一つの職種では対応しきれないことを、日本の養護教諭が実践しているということなのではないかと推察した。実際に宍戸<sup>4)</sup>は「世界の同類職種の人たちとの交流経験からも、むしろなぜそんなにいろいろな仕事ができるのか？と質問を寄せられることが多い」と記している。これこそ、日本の養護教諭が諸外国の同類職種とは一線を画す理由であろう。それだけ養護教諭は、包括的・横断的に職務を遂行しているということが推察できた。

しかし、多くの職務を全うしているからこそその課題も垣間見られる。例えば近年、世界保健機関（WHO）が提唱しているヘルスプロモーションの概念が学校保健分野に導入され、ヘルス・プロモーション・スクール（以下HPSと略記）と呼ばれる政策が、ヨーロッパ、アメリカ、アジア等で積極的に展開されている。HPSとは「学校を舞台に町ぐるみで展開する総合的な健康づくりのための活動、そしてその実践のための総合的政策」とされている<sup>23)</sup>。日本においても学校単位で様々な取り組みは試みられているが、政策として具体的な取り組みがされているとは言い難い<sup>24)</sup>。

諸外国では既に始まっているHPSの認証システムは、岡田他<sup>25)</sup>によってその日本版が開発はされたが、未だ広く教育現場に浸透し定着していくには、時間がかかりそうな様相を呈している。その背景には、ここまで述べてきたような総合的・包括的な学校保健や児童生徒への対応が、一極集中して養護教諭に求められていることで、養護教諭の担う職務への多忙感や重責感、保健と名の付くものは養護教諭の守備範囲とい

う一般教員の無意識の思い込みが少なからず影響しているのではないだろうか。あくまで筆者の推察の域を出ないが、諸外国が取り組み大きな成果に結びついているこのHPSが、日本においてなかなか浸透しない状況に鑑みるならば、諸外国と比較して多大な職務の遂行を期待される養護教諭の負担感を軽減する必要もあると考えられるのではないだろうか。

例えば、複数配置を推進することもその一つであろう。筆者が以前に複数配置の高校の養護教諭に行った調査では、色々な課題はあるものの大多数が複数配置に賛成であり、メリットがあると回答していた<sup>26)</sup>。しかし現状では、その基準は改訂されておらず、800名近い児童生徒を1名の養護教諭で対応せざるを得ない学校が多く存在している。養護教諭という専門職が複数名いるからこそ、その専門的で幅広い業務を分担することが可能となる。そう考えるならば、複数配置の推進は喫緊の課題であろう。

また、学校全体で学校保健について、その推進方法を再検討する必要もあるだろう。養護教諭が中心的な役割を担いつつも、一般教諭が学校保健に広く関心を持ち、積極的に参加できる気運を醸成することが求められるのではないだろうか。即ち、保健に関することは養護教諭が頑張っただけという風潮を軽減していく必要があるだろう。

学校内の連携にも、工夫ができるのではないだろうか。横浜市は2010（平成22）年度から、児童指導・支援の中心的役割を担う教諭として、児童支援専任教諭制度を導入している<sup>27)28)</sup>。この児童支援専任教諭は、課題を抱える児童への指導・支援について、校内の組織的取り組みの中心的役割を担い、担任等への支援や関係職員及び管理職との連絡調整を行うとともに、児童や保護者への相談活動、他機関及び地域との連携の窓口となる教員であり、特別支援教育コーディネーターを兼ねている<sup>27)28)</sup>。このように、常勤教員の中に担任を持たず、児童生徒に関わる諸問題の解決に特化して対応できるシステムが浸透することで、養護教諭が連携・相談できる幅が広がり、負担感の軽減につながるのではないだろうか。

今日の教育現場において、教員のメンタルヘルスの不調やバーンアウト、離職率の高さは早急な対応が求められる課題であり、養護教諭に

においてもその状況は同様である。日本の教育は、部活動指導にも垣間見られるように、様々なことを含有しやすい傾向があると捉えることもできる。そうであるならば、部活動指導で一部民間への委託等の対応が始まっているように、養護教諭がその専門性を発揮し子供たちが求める対応に時間を割けるよう、周囲の教職員が協力する姿勢から連携する意識へ、学校全体の意識改革に切り込んでいく必要もあるのではないだろうか。

また諸外国を参考に、もう少し細分化した職務内容の検討も有効なのかもしれない。日本の教育現場にSCが導入され29年（平成7（1995）年配置開始）、SSWが導入され16年（平成20（2008）年配置開始）が経過し、その存在が認知はされているものの、より円滑な連携や活用が図れているとは言い切れない部分があるように感じる。SCやSSWが非常勤であり、相談時間が短いことや曜日が限定されていること等課題は多いが、もう少し、SCやSSWを相談活動等の中心に置き、養護教諭は、その職務の利点を活かし様々な事柄の窓口になりながら、コーディネートに主軸を置く等、諸外国を参考に積極的な連携の中心となることで、その職務のラインの明確化を図ることも可能ではないだろうか。そのためには、諸外国のSCや保健教師等、同類職種がどのように一般教諭や他の専門職と連携を図り対応に当たっているのか、その詳細を更に調査していくことで、より有益な示唆を得ることができるのではないかと考えた。

## V. まとめ

諸外国の同類職種を概観してみると、欧米のSNやSCのように役割や職務の在り方を明確に区別している国が多く、基礎資格に看護師資格等を義務付けるなど、専門性に特化した制度を展開していることが明らかとなった。一方日本では、諸外国のSN・SC・SSWと教育の折衷的な部分に養護教諭という存在がフィットし、求められていると捉えることができた。

日本の養護教諭の強みは、常に学校内にいて子供たちと毎日関わりを持てることや、相談や救急処置、保健教育等を切れ目なく行えるところである。

諸外国との比較の中で、日本の養護教諭のよ

うに学校保健全般を一手に引き受けている同類職種は存在しなかった。このように、諸外国では複数の専門家が連携して対応しているところを、日本では養護教諭が包括的・横断的に担いながら職務を遂行しているということが推察できた。このことから、諸外国では専門分野に特化した専門性の高いオペレーションが必要とされている一方、日本では子供の病理や症状のみ着目するのではなく、子供をありのままに受け止め、寄り添いながら健康へ誘う姿勢が重視されているのではないかと考えられた。そして、この日本の養護教諭の制度が、児童生徒にとって理想的な制度であることは、健康課題が類似している韓国<sup>29)</sup>を対象とした先の研究結果<sup>5)</sup>にあった要望からも間違いないだろう。児童生徒が抱える課題が年々深刻且つ複雑さを増している中で、包括的・横断的な対応や連携の要となる養護教諭という存在の意義はとても大きいといえる。

しかし、養護教諭の担う範囲が広くなればなるほど、求められる職務に対して全てにバランスよく力を注ぐことが難しくなってしまうことは、大きな懸念点である。子供たちの課題が複雑化・深刻化する中で、養護教諭の多忙感もそれに比例して増している声を聞く。保健主事や特別支援教育コーディネーターを兼ね、その多忙を表す言葉には枚挙に暇がない。期待されているからこそ、その期待に応えようと過重な負荷がかかっている状況は看過できないものである。養護教諭制度が破綻しないよう、現場の声にしっかりと耳を傾けながら、養護教諭自身も一般教諭や関連する周囲も、適宜その職務の在り方を振り返り、また、諸外国の動向にも目を向けながら、見つめ直す機会を意識的に設けていくことが必要であろう。

日本独自の制度であり、今後ますます重要な役割を担っていくであろう養護教諭が、その専門性を最大限に発揮し学校全体の健康の保持増進と安心・安全に向き合い続けられるよう、今後も寄与していきたい。

## VI. 今後の課題

今回本稿では、諸外国の同類職種の概要から養護教諭制度を見つめ直すことを目的とした。今後、諸外国が現在の同類職種の形に至るには

どのような歴史や経緯があったのか、また、諸外国がSN, SC, SSW等で成立している要因は何か等、その詳細を明らかにしていくことで、日本の養護教諭の職務のあり方に更なる示唆を得られるのではないかと考え、今後の課題としたい。

#### 【付記】

本研究に関して、利益相反事項はありません。

#### 【文献】

- 1) 宍戸洲美 (2000) 養護教諭の役割と教育実践 学事出版
- 2) 三木とみ子・大沼久美子他 (2018) 新訂 養護概説 ぎょうせい
- 3) 滝内隆子・小松妙子 (2020) 養護教諭の職務内容に関する PHW・厚生省と CIE・文部省における検討内容 日本医史学雑誌 第66巻第1号 59-73
- 4) 宍戸洲美 (2012) 養護教諭の職務に関する質的研究 ― 日韓同類職種の比較から ― 帝京短期大学紀要 第17号 13-19
- 5) 釜田明奈・小林央美 (2017) 韓国の大学生が捉える高校生期における「保健教師との関わり」弘前大学教育学部紀要 第118号 169-177
- 6) 張信愛 (2017) 韓国における相談教師制度に関する研究 ― 導入と変遷過程及び現状 ― 学校経営学論集 第5号
- 7) 張信愛 (2021) 韓国の中学校における教育相談機能の組織化に関する研究 学校経営研究 第46巻
- 8) 数見隆生 (2006) 日・中・韓の子どもの健康と養護教諭(同類職種)の仕事 学校保健研究 47 486-487
- 9) 岡田加奈子・斉建国 (2004) 中国の学校健康教育と校医室(衛生室) 千葉大学教育学部研究紀要 第52巻 115-120
- 10) 国家教育委員会衛生部 国務院承認 (1990) 学校衛生工作条例
- 11) 数見隆生 (2006) 中国・韓国・日本の学校保健と養護教諭の仕事～その三国交流の対話を築くために～ 健康教室第667集 58-64
- 12) 藤田和也 (1995) アメリカの学校保健とスクールナース 大修館書店
- 13) Mangena AS, Maughan E (2015) The 2015 NASN School Nurse Survey: Developing and Providing Leadership to Advance School Nursing Practice. NASN School Nurse, 30(6), 329-335.
- 14) Maughan E, Mangena AS (2014) The 2013 NASN School Nurse Survey: advancing school nursing practice. NASN School Nurse, 29(2), 76 - 83.
- 15) National Association of School Nurses (2022) School Nursing: Scope and Standards of Practice, 4th Edition, NASN.
- 16) Royal College of Nursing (2014) An RCN toolkit for school nurses Developing your practice to support children and young people in educational settings. Royal College of Nursing.
- 17) 数見隆生 (1997) イギリスにおける学校保健とスクールナース 宮城教育大学紀要 32 161-173
- 18) Cymry Ifanc Young Wales A Framework for a School Nursing Service for Wales. <http://gov.wales/docs/dhss/publications/100707schoolnurseadultsen.pdf> (2024.10.25)
- 19) Royal College of Nursing (2005) School Nurses Results from a census survey of RCN school nurses in 2005. Royal College of Nursing.
- 20) 山内愛・松枝睦美・加納亜紀・三村由香里・高橋香代 (2013) オーストラリア連邦のスクールナースの役割―ニューサウスウェールズ州における調査から― 学校保健研究 55 425-435
- 21) 中央教育審議会 (2008) 子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について (答申) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2009/01/14/001\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/01/14/001_4.pdf) (2024.10.24)
- 22) 河田史宝・岩崎保之・大川尚子・塚原加寿子 (2021) 学校教育の現代的課題と養護教諭 大学図書出版
- 23) 小笠原理恵 (2019) ヘルスプロモーション・スクール～学校を舞台とした総合的な健康づくり公益社団法人日本 WHO 協会 <https://japan-who.or.jp/wp-content/themes/rewho/img/PDF/library/071/book7102.pdf> (2024.10.29)
- 24) 吉田由美・岡田加奈子 (2015) シンガポール

- のヘルス・プロモーション・スクールの特徴  
目白大学健康科学研究 第8号 27-36
- 25) 岡田加奈子 ヘルス・プロモーション・スクール国際版認証システムの構築 科学研究費助成事業 2016年度 研究成果報告書  
<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-25282204/25282204seika.pdf>  
(2024.10.18)
- 26) 井美希・井陽介 養護教諭複数配置の利点と課題－養護教諭への質問紙調査から－  
(2021) 日本養護教諭教育学会 第29回学術集会要旨集 58-59
- 27) はまれぽ .com  
[https://hamarepo.com/story.php?story\\_id=1758](https://hamarepo.com/story.php?story_id=1758)  
(2024.10.30)
- 28) 佐藤 茂 (2013) 小学校の児童支援を専任する教諭の定数化に関する意見書  
[https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kekka/kaketsu.files/0104\\_20180809.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kekka/kaketsu.files/0104_20180809.pdf)  
(2024.10.30)
- 29) 巖泰浩 韓国の教育に関する法体系（教育基本法を中心に）一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所  
[https://www.clair.or.kr/downloads/basic/korea/korea\\_system\\_report.pdf](https://www.clair.or.kr/downloads/basic/korea/korea_system_report.pdf) (2024.10.25)

# The Significance and Issues of the Yogo teacher System in Japan

## —Comparing similar occupations in other countries—

Miki I

Department of Living Science, Teikyo Junior College

---

### **【abstract】**

**【Purpose】** The Yogo teacher system is a unique Japanese system, and its duties are stipulated in the School Education Law as “overseeing the health of students”. The system, which began as a nursing profession under the name of “school nurse”, became an educational profession under the name of “Yogo Kundo” after several revisions. After the war, as GHQ continued to make changes, the system was based on the American school health and school nurse system, but with the results and expectations of the previous Yogo Kundo, it became the current form of Yogo teacher, which is different from the American-style SN system.

Meanwhile, in other countries, a system has been established in which SN, SC, and SSW professionals respond to students based on the expertise of their duties.

Therefore, the aim of this study was to re-examine the Japanese Yogo teacher system by comparing it with similar occupations in other countries, and to clarify its significance and issues.

**【Results】** In this paper, we confirmed the job content and status of similar occupations in South Korea, China, the United States, the United Kingdom, and Australia. First of all, in many countries, the duties of the SN and SC are clearly divided, with the SN dealing with first aid and the SC dealing with consultations, in consideration of the expertise of each field when dealing with students. The duties of the school nurse in Korea and the school doctor in China are also clearly divided, in the same way as the SN in other countries. In addition, nurses' qualifications are required for school nurses and health teachers, and there was a difference in terms of the qualifications that form the basis of their duties compared to Yogo teachers. In this way, when compared to other countries, it was clear that the scope of duties of Yogo teachers in Japan is wide, and that they respond comprehensively and cross-sectionally to issues related to school health and students.

**【Discussion】** The way in which Yogo teachers respond comprehensively and cross-sectionally to issues related to school health and students, and the way in which they are positioned as the 'jack of all trades' in schools, can be seen as ideal for students. However, it can also be inferred that this is why Yogo teachers feel overburdened with a sense of responsibility and a sense of being overworked. It may be necessary to promote measures such as the deployment of multiple Yogo teachers and the appointment of specialist child support teachers in Yokohama City. In addition, while making the most of the strengths of Yogo teachers, it may be possible to clarify the lines of their duties by making them the central point of active collaboration with reference to other countries, such as by placing school counselors and social workers at the center of consultation activities and having Yogo teachers act as the contact point for various matters, making the most of the advantages of their duties, and placing the main emphasis on coordination. To this end, I thought that it would be possible to gain more useful suggestions by further investigating the details of how similar occupations such as school counselors and health teachers in other countries work together with general teachers and other professionals to deal with issues.

**【Key words】** Yogo teacher , Similar occupations , School Health